## 3業種の三重県特定(産業別)最低賃金額が改正されます 効力発生日 令和6年12月21日 発効

電線・ケーブル製造業

改正額

時間額 <u>1,033</u> 円

3 4 円 up **(**改正前 (999円)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

改正額

時間額 <u>1,031</u> 円

44円 up **(** 改正前 (987**円)** 

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・ 同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造 改正額

時間額 <u>1,047</u> 円

2 5 円 up

改正前(1,022円)

令和6年12月21日現在において、三重県特定(産業別)最低賃金である「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金額が特定(産業別)最低賃金額を上回っているため、三重県最低賃金(時間額1,023円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)まで